

北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程

〔令和 2 年 3 月 1 日〕
企業管理規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 25 年条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、会計年度職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用後の定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、条例及び北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の勤務時間等に関する規程（令和 2 年北播磨総合医療センター企業団管理規程第 2 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）において使用する用語の例による。

(給与の支払)

第 3 条 給与の支払については、北播磨総合医療センター企業団職員の給与に関する規程（平成 25 年北播磨総合医療センター企業団管理規程第 13 号。以下「給与規程」という。）第 2 条の規定を準用する。

(給料の支給)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員及び月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与規程第 3 条の規定を準用する。

2 日額又は時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の支給については、給与規程第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「その月の 20 日」とあるのは、「翌月 15 日」と読み替えるものとする。

(休職等の場合の給料の支給)

第 5 条 休職等の場合の給料の支給については、給与規程第 4 条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第 6 条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員医師職給料表（別表第 1）
- (2) 会計年度任用職員医療技術職給料表（別表第 2）

(3) 会計年度任用職員看護職給料表 (別表第3)

(4) 会計年度任用職員事務職給料表 (別表第4)

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第5に定める等級別基準職務表(以下「等級別基準職務表」という。)によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の基準に従い企業長が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第8条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の基礎号給の欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種の欄にその者に適用される区分が定められていないときは、企業長が別に定めるものとする。

2 経験年数(会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数をいい、会計年度任用職員事務職給料表の適用を受ける者で、職務の級が1級である職種及び職務の級が2級であって免許資格を必要としない職種については、当企業団の会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数に限る。以下同じ。)を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第10条及び第11条の定めるところにより、職種別基準表の基礎号給の欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限の欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第9条 職種別基準表は、同表の職種の欄の区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第10条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、過去の職務内容等を考慮したうえで、第8条第1項の規定による号給の号数に、別表第7に掲げる経験年数換算表により換算した経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第11条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定につ

いて前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤の職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当等）

第12条 フルタイム会計年度任用職員の条例第7条に規定する地域手当、条例第9条に規定する通勤手当、条例第10条に規定する時間外勤務手当、条例第11条に規定する休日勤務手当、条例第12条に規定する夜間勤務手当、条例第14条に規定する医師手当及び条例第15条に規定する専門業務手当の支給は、常勤職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第13条 フルタイム会計年度任用職員の条例第13条に規定する宿日直手当の支給については、給与規程第19条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表（1）」とあるのは「会計年度任用職員医師職給料表」と、同項第2号中「医療職給料表（2）又は医療職給料表（3）」とあるのは「会計年度任用職員医療技術職給料表又は会計年度任用職員看護職給料表」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第14条 フルタイム会計年度任用職員の条例第16条に規定する特殊勤務手当の支給については、給与規程第22条の規定を準用する。この場合において、同条に規定する条例別表第5中「医療職給料表（1）」とあるのは、「会計年度任用職員医師職給料表」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 フルタイム会計年度任用職員の条例第17条に規定する期末手当の支給（基準日前1月以内に退職又は死亡した職員についても同様とする部分を除く。）は、常勤職員の例による。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の在職期間については、前会計年度における在職期間（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）を算入できるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額については、給与規程第17条の規定を準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の手当の支給方法）

第17条 フルタイム会計年度任用職員の手当の支給については、給与規程第27条の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第18条 フルタイム会計年度任用職員の給与の減額については、給与規程第28条第1項及び第2項の規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の給料)

第19条 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額を21に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が会計年度任用職員勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第6条から第11条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当)

第20条 パートタイム会計年度任用職員の条例第7条に規定する地域手当の支給については、給与規程第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の額」と、「給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の条例第9条に規定する通勤手当の支給(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して企業長が別に定める職員にあっては、その額に企業長が別に定める割合を乗じて得た額とする措置を含む。)については、給与規程第14条の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第22条 パートタイム会計年度任用職員の条例第10条に規定する時間外勤

務手当の額は、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。
- 3 次に掲げる時間の合計が1月あたり60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
 - (2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の条例第11条に規定する休日勤務手当の支給については、給与規程第16条の規定の例による。この場合において、同条第1項中「次条」とあるのは、「第29条」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、前項の休日勤務手当を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当及び医師手当)

第24条 パートタイム会計年度任用職員の条例第12条に規定する夜間勤務手当及び条例第14条に規定する医師手当の支給については、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第25条 パートタイム会計年度任用職員の条例第13条に規定する宿日直手当の支給については、給与規程第19条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは「会計年度任用職員医師職給料表」と、同項第2号中「医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)」とあるのは「会計年度任用職員医療技術職給料表又は会計年度任用職員看護職給料表」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の専門業務手当)

第26条 パートタイム会計年度任用職員の条例第15条に規定する専門業務手当の支給については、給与規程第21条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を会計年度任用職員勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第27条 パートタイム会計年度任用職員の条例第16条に規定する特殊勤務手当の支給については、給与規程第22条の規定を準用する。この場合において、同条に規定する条例別表第5中「医療職給料表(1)」とあるのは、「会計年度任用職員医師職給料表」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第28条 パートタイム会計年度任用職員(その者について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が20時間未満である者を除く。以下この条において同じ。)の条例第17条に規定する期末手当の支給(基準日前1月以

内に退職又は死亡した職員についても同様とする部分を除く。)は、常勤職員の例による。この場合において、給与規程第23条第5項中「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料の1月当たりの平均額及びこれに対する地域手当の額の合計額」と読み替えるものとする。

- 2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の在職期間については、前会計年度における在職期間(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)を算入できるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第29条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額については、給与規程第17条の規定を準用する。この場合において、同条中「給料の月額」とあるのは、「基準月額」と読み替えるものとする。
- (2) 日額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、基準月額及びこれに対する地域手当の額の合計額を21に7.75を乗じたもので除して得た額とする。
- (3) 時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、第20条第3項の規定により計算して得た額及びこれに対する地域手当の額の合計額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の手当の支給方法)

第30条 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の手当の支給については、給与規程第27条の規定を準用する。

- 2 日額又は時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の手当の支給については、月の1日から末日までを計算期間とし、第4条第2項に規定する給料の支給日に支給する。

3 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの手当を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの手当を支給する。

4 前項の規定により手当を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その手当額は、その月の現日数からパートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第31条 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給与の減額については、給与規程第28条第1項及び第2項の規定を準用する。

(会計年度任用職員の休職者の給与)

第32条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、他の条例に別段の定めがない限り、いかなる給与も支給しない。

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第33条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上この規程の規定により難しい職として企業長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡並びにその職務の特殊性等を考慮し、企業長が別に定めるものとする。

(補則)

第34条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(制度移行に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、一般職に属する非常勤職員の任用等に関する規程(平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第35号)により任用されている職員又は特別職の非常勤職員(法第3条第3項第3号に規定するものに限る。)として任用されている職員(以下「非常勤職員等」という。)が同施行の日以後引き続き法第22条の2第1項の規定による会計年度任用職員として任用されこの規程の適用を受けることとなった職員(以下「継続勤務職員」という。)の基準月額は、引き続き任用される前の当該職員の賃金を考慮し、企業長が必要な調整を行うことができる。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

- 3 令和2年6月に期末手当を支給する場合において、継続勤務職員の在職期間については、令和元年12月2日以後の非常勤職員等の在職期間を通算することができる。

別表第1（第6条関係）

会計年度任用職員医師職給料表

（単位 円）

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	274,500	399,000
2	278,500	401,900
3	282,500	404,500
4	286,500	407,200
5	290,300	409,800
6	294,300	412,200
7	298,200	414,900
8	302,100	417,300
9	305,800	419,500
10	309,400	422,200
11	312,900	424,800
12	316,500	427,500
13	320,100	429,900
14	323,800	432,400
15	327,300	434,800
16	330,600	437,300
17	334,100	439,300
18	336,800	441,700
19	339,400	444,000
20	342,000	446,400
21	344,800	447,900
22	346,700	450,300
23	348,900	452,600
24	351,300	454,900
25	353,500	456,900
26	355,800	459,200
27	357,900	461,400
28	360,200	463,700
29	362,400	465,800
30	364,800	468,100
31	367,000	470,400
32	369,000	472,600
33	371,300	474,600
34	372,500	476,700
35	373,900	478,800
36	375,000	480,900
37	376,200	483,000
38	377,600	484,800
39	379,100	486,600
40	380,600	488,400

41	381,700	490,100
42	382,700	491,900
43	383,700	493,700
44	384,500	495,500
45	385,400	497,100
46	386,300	498,800
47	387,000	500,600
48	387,900	502,400
49	388,600	504,000
50	389,500	505,300
51	390,300	506,600
52	391,100	507,900
53	391,600	508,900
54	392,100	510,200
55	392,500	511,500
56	393,000	512,800
57	393,300	513,800
58		514,600
59		515,400
60		516,200
61		517,100
62		517,900
63		518,800
64		519,600
65		520,500
66		521,400
67		522,100
68		523,000
69		523,900
70		524,700
71		525,600
72		526,500
73		527,300
74		528,200
75		529,100
76		529,800
77		530,600
78		531,500
79		532,400
80		533,300
81		534,100
82		535,000
83		535,900
84		536,800
85		537,600

86		538,500
87		539,400
88		540,300
89		541,100
90		542,000
91		542,900
92		543,800
93		544,600
94		545,500
95		546,400
96		547,300
97		548,100
98		549,000
99		549,900
100		550,800
101		551,600
102		552,500
103		553,400
104		554,300
105		555,100

(備考) この給料表の適用を受ける職員
 医師及び歯科医師

別表第2（第6条関係）

会計年度任用職員医療技術職給料表

（単位 円）

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	163,100	188,400
2	164,800	190,000
3	166,400	191,600
4	168,200	193,200
5	169,700	194,700
6	171,600	196,200
7	173,600	197,800
8	175,500	199,300
9	177,400	200,900
10	179,200	202,600
11	181,000	204,200
12	182,900	205,900
13	184,700	207,300
14	186,200	208,900
15	187,700	210,500
16	189,200	212,100
17	190,800	213,500
18	192,100	215,100
19	193,600	216,800
20	195,000	218,500
21	196,500	219,800
22	197,700	221,300
23	199,000	222,700
24	200,300	224,200
25	201,700	225,600
26	203,100	227,000
27	204,400	228,300
28	205,800	229,600
29	213,500	235,600
30	215,100	237,100
31	216,800	238,500
32	218,500	239,700
33	219,800	241,300
34	221,300	242,700
35	222,700	243,900
36	224,200	245,300
37	225,600	246,100
38	227,000	247,300
39	228,300	248,500
40	229,600	249,600

41	235,600	251,000
42	237,100	251,900
43	238,500	252,900
44	239,700	254,000
45	241,300	255,200
46	242,700	256,400
47	243,900	257,800
48	245,300	259,300
49	246,100	260,700
50	247,300	262,300
51	248,500	263,900
52	249,600	265,400
53	251,000	266,800
54	251,900	268,500
55	252,900	270,100
56	254,000	271,700
57	255,200	273,200
58	256,400	274,700
59	257,800	276,300
60	259,300	277,700
61	260,700	279,200
62	262,300	280,800
63	263,900	282,500
64	265,400	284,200
65	266,800	285,700
66	268,500	287,400
67	270,100	289,100
68	271,700	290,700
69	273,200	291,900
70	274,700	293,500
71	276,300	294,800
72	277,700	296,400
73	279,200	297,700
74	280,000	299,200
75	280,800	300,600
76	281,600	302,100
77	282,500	303,400
78	283,300	304,200
79	284,200	305,100
80	284,700	305,800
81	285,200	306,600
82	285,700	307,400
83	286,200	308,200
84	286,800	309,000
85	287,400	309,900

86	287,900	310,700
87	288,500	311,600
88	289,100	312,400
89	289,500	313,200
90	289,900	314,000
91	290,300	314,900
92	290,700	315,300
93	291,000	315,800
94	291,300	316,500
95	291,600	317,200
96	291,900	317,900
97	292,300	318,700
98	292,700	319,200
99	293,100	319,700
100	293,500	320,300
101	293,800	320,700
102	294,100	321,200
103	294,400	321,700
104	294,800	322,100
105	295,200	322,500
106	295,600	323,000
107	296,000	323,400
108	296,400	323,800
109	296,700	324,200
110	297,000	324,600
111	297,300	325,000
112	297,700	325,500
113	298,000	325,800
114	298,400	326,200
115	298,800	326,600
116	299,200	326,800
117	299,500	327,100
118	299,900	327,300
119	300,200	327,600
120	300,600	327,800
121	300,900	328,100
122	301,300	328,400
123	301,700	328,700
124	302,100	328,900
125	302,400	329,200
126	302,700	329,400
127	303,000	329,700
128	303,400	329,800
129	303,700	329,900
130	304,000	330,000

131	304,400	330,200
132	304,700	330,400
133	305,100	330,600
134	305,400	330,800
135	305,700	331,100
136	306,000	331,300
137	306,300	331,500
138	306,600	331,700
139	306,900	331,900
140	307,200	332,100
141	307,500	332,300
142	307,800	332,500
143	308,200	332,800
144	308,500	332,900
145	308,800	333,000
146	309,200	333,200
147	309,500	333,300
148	309,900	333,400
149	310,200	333,600
150	310,500	333,700
151	310,900	333,900
152	311,200	334,000
153	311,600	334,200
154	311,900	334,300
155	312,200	334,500
156	312,500	334,600
157	312,800	334,800
158	313,200	335,000
159	313,500	335,200
160	313,800	335,300
161	314,200	335,500
162	314,500	335,600
163	314,900	335,800
164	315,000	335,900
165	315,200	336,100
166	315,400	336,300
167	315,600	336,500
168	315,800	336,600
169	316,000	336,700
170	316,300	336,900
171	316,600	337,000
172	316,900	337,200
173	317,200	337,300
174		337,400
175		337,600

176		337,700
177		337,900

(備考) この給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員
薬剤師、医学物理士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、公認心理師及び臨床心理士

別表第3（第6条関係）

会計年度任用職員看護職給料表

（単位 円）

職務の級 号給	1 級
	給料月額
1	176,700
2	178,400
3	180,000
4	181,500
5	182,900
6	184,900
7	186,900
8	188,900
9	191,000
10	193,100
11	195,200
12	197,300
13	199,300
14	201,500
15	203,700
16	205,900
17	207,800
18	209,100
19	210,300
20	211,600
21	212,800
22	213,900
23	215,200
24	216,400
25	217,700
26	219,000
27	220,300
28	221,600
29	222,700
30	224,100
31	225,400
32	226,800
33	227,700
34	229,100
35	230,500
36	231,900
37	233,100
38	234,500
39	235,800
40	237,100

41	239,400
42	240,800
43	242,100
44	243,200
45	244,400
46	245,500
47	246,400
48	247,500
49	248,400
50	249,500
51	250,400
52	251,500
53	251,900
54	252,800
55	253,700
56	254,400
57	255,200
58	256,100
59	257,000
60	258,000
61	259,000
62	260,000
63	261,200
64	262,400
65	263,500
66	264,900
67	266,200
68	266,800
69	267,500
70	268,200
71	269,000
72	269,700
73	270,500
74	271,200
75	271,900
76	272,600
77	273,300
78	274,000
79	274,700
80	275,300
81	276,000
82	276,700
83	277,400
84	277,900
85	278,500

86	279,200
87	279,900
88	280,600
89	281,400
90	282,100
91	282,900
92	283,600
93	284,400
94	284,800
95	285,500
96	286,200
97	287,000
98	287,700
99	288,500
100	289,100
101	289,900
102	290,300
103	290,900
104	291,600
105	292,300
106	292,700
107	293,100
108	293,500
109	293,900
110	294,300
111	294,800
112	295,200
113	295,700
114	296,200
115	296,600
116	297,000
117	297,500
118	297,800
119	298,100
120	298,400
121	298,700
122	299,000
123	299,300
124	299,600
125	300,000
126	300,100
127	300,200
128	300,300
129	300,500
130	300,800

131	301,100
132	301,400
133	301,700
134	301,900
135	302,200
136	302,500
137	302,800
138	303,100
139	303,400
140	303,700
141	304,000
142	304,200
143	304,500
144	304,800
145	305,100
146	305,300
147	305,500
148	305,800
149	306,000
150	306,300
151	306,500
152	306,700
153	307,000
154	307,200
155	307,500
156	307,700
157	307,900
158	308,100
159	308,300
160	308,600
161	308,800
162	309,100
163	309,300
164	309,600
165	309,900
166	310,100
167	310,300
168	310,600
169	310,800
170	311,100
171	311,300
172	311,500
173	311,800
174	312,000
175	312,300

176	312,500
177	312,700
178	313,000
179	313,200
180	313,500
181	313,600
182	313,800
183	313,900
184	314,100
185	314,300

(備考) この給料表の適用を受ける職員
保健師、助産師、看護師及び准看護師

別表第3（第6条関係）

会計年度任用職員事務職給料表

（単位 円）

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	146,100	146,100
2	146,400	146,600
3	146,800	147,200
4	147,200	147,800
5	147,600	148,400
6	148,000	148,900
7	148,400	149,500
8	148,700	150,000
9	149,100	150,600
10	149,500	151,100
11	149,800	151,700
12	150,200	152,200
13	150,600	152,800
14	150,900	153,300
15	151,300	153,900
16	151,700	154,400
17	152,000	154,900
18	152,400	155,600
19	152,800	156,300
20	153,100	156,900
21	153,500	157,600
22	153,900	158,200
23	154,200	158,900
24	154,500	159,500
25	154,900	160,100
26	155,300	160,800
27	155,800	161,600
28	156,300	162,300
29	156,700	163,100
30	157,100	163,900
31	157,600	164,700
32	158,000	165,300
33	158,400	165,900
34	158,900	166,600
35	159,300	167,400
36	159,700	168,100
37	160,100	168,900
38	160,600	169,600
39	161,100	170,400
40	161,600	171,000

41	162, 100	171, 700
42	162, 600	173, 000
43	163, 100	174, 400
44	163, 600	175, 700
45	164, 100	177, 000
46	164, 700	178, 300
47	165, 100	179, 600
48	165, 500	180, 900
49	165, 900	182, 200
50	166, 400	183, 000
51	166, 900	183, 900
52	167, 400	184, 700
53	167, 900	185, 500
54	168, 400	186, 300
55	168, 900	187, 200
56	169, 400	187, 900
57	169, 900	188, 700
58	170, 400	189, 500
59	170, 800	190, 400
60	171, 200	191, 300
61	171, 700	192, 200
62	172, 600	193, 000
63	173, 500	193, 900
64	174, 400	194, 700
65	175, 200	195, 500
66	176, 100	196, 200
67	177, 000	196, 900
68	177, 800	197, 600
69	178, 700	198, 400
70	179, 600	199, 100
71	180, 400	199, 900
72	181, 300	200, 500
73	182, 200	201, 200
74	182, 700	201, 800
75	183, 300	202, 500
76	183, 900	203, 100
77	184, 400	203, 700
78	184, 900	204, 300
79	185, 500	205, 000
80	186, 000	205, 600
81	186, 600	206, 300
82	187, 200	206, 900
83	187, 700	207, 600
84	188, 200	208, 200
85	188, 700	208, 900

86	189,200	209,500
87	189,800	210,200
88	190,400	210,700
89	191,000	211,300
90	191,600	211,900
91	192,200	212,600
92	192,700	213,200
93	193,300	213,900
94	193,900	214,500
95	194,400	215,200
96	194,900	215,700
97	195,500	216,300
98	195,900	216,800
99	196,400	217,400
100	196,900	217,900
101	197,400	218,400
102	197,900	218,900
103	198,400	219,500
104	198,900	220,000
105	199,400	220,600
106	199,900	221,100
107	200,300	221,600
108	200,700	222,000
109	201,200	222,500
110	201,600	223,000
111	202,000	223,500
112	202,500	223,600
113	202,900	223,800
114	203,300	224,200
115	203,700	224,600
116	204,100	225,000
117	204,500	225,400
118	205,000	225,700
119	205,400	226,100
120	205,800	226,400
121	206,300	226,800
122	206,600	227,300
123	206,900	227,800
124	207,200	228,200
125	207,600	228,600
126	207,900	229,000
127	208,200	229,400
128	208,500	229,700
129	208,900	230,100
130		230,400

131		230,800
132		231,200
133		231,700
134		232,200
135		232,700
136		233,000
137		233,400
138		233,700
139		234,000
140		234,200
141		234,500
142		234,800
143		235,200
144		235,600
145		236,000
146		236,300
147		236,600
148		236,900
149		237,200
150		237,400
151		237,700
152		238,000
153		238,400
154		238,700
155		239,100
156		239,400
157		239,800
158		240,000
159		240,300
160		240,500
161		240,800
162		241,100
163		241,500
164		241,800
165		242,200
166		242,500
167		242,900
168		243,200
169		243,500
170		243,800
171		244,200
172		244,500
173		244,900
174		245,200
175		245,600

176		245,800
177		246,100
178		246,300
179		246,600
180		246,700
181		246,900
182		247,100
183		247,300
184		247,400
185		247,600

(備考) この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべてのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第5（第7条関係）
等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
会計年度任用職員 医師職給料表	1級	専攻医及び研修医の職務
	2級	医療業務を行う医師及び歯科医師の職務
会計年度任用職員 医療技術職給料表	1級	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、公認心理師及び臨床心理士の職務
	2級	薬剤師及び医学物理士の職務
会計年度任用職員 看護職給料表	1級	保健師、助産師、看護師及び准看護師の職務
会計年度任用職員 事務職給料表	1級	薬剤補助員、歯科助手、看護補助員、医師事務作業補助員、事務補助員、施設作業員の職及び定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	社会福祉士、精神保健福祉士、診療情報管理士、安全相談員、事務職員の職又はこれに相当する職務

別表第6（第8条関係）

職種別基準表

給料表	職種	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給
会計年度 任用職員 医師職給 料表	研修医、専攻医	1	1	1	57
					57
	医師及び歯科医師（研修医及び専攻医を除く。）	2	1	2	105
					105
会計年度 任用職員 医療技術 職給料表	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、公認心理師、臨床心理士	1	13	1	173
					93
	薬剤師、医学物理士	2	17	2	177
					97
会計年度 任用職員 看護職給 料表	准看護師	1	1	1	81
					61
	保健師、助産師、看護師	1	25	1	185
					105
会計年度 任用職員 事務職給 料表	薬剤補助員、事務補助員、施設作業員	1	1	1	61
					61
	歯科助手、外来等で業務を行う看護補助員、医師事務作業補助員	1	13	1	73
					73
	病棟等で業務を行う看護補助員	1	17	1	129
					109
社会福祉士、精神保健福祉士、診療情報管理士、安全相談員、事務職員	2	25	2	185	
				105	

（備考） 上限欄に掲げる上段の号給は、フルタイム会計年度任用職員の上限の号給を示し、下段の号給は、パートタイム会計年度任用職員の基準月額における上限の号給を示すものとする。

別表第7（第10条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率	備考
会計年度任用職員の職務 とその種類が類似する職 務に従事した期間	100 / 100以下	
その他の期間	80 / 100以下	他の職員との均衡を著 しく失う場合はこの 限りでない。